

条例第 20 号

宇和島市児童遊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市児童遊園条例の一部を改正する条例

宇和島市児童遊園条例（平成17年条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
桜町児童遊園～三浦西児童遊園（略）		桜町児童遊園～三浦西児童遊園（略）	
<u>平浦児童遊園</u>	<u>宇和島市平浦1076番地</u>		
元結掛児童遊園～能登児童遊園（略）		元結掛児童遊園～能登児童遊園（略）	
<u>川内南児童遊園</u>	<u>宇和島市川内甲1444番地の1</u>		
<u>川内中央児童遊園</u>	<u>宇和島市川内甲1444番地の1</u>		
<u>川内北児童遊園</u>	<u>宇和島市川内甲1444番地の1</u>		
柿の浦児童遊園～安米児童遊園（略）		柿の浦児童遊園～安米児童遊園（略）	
<u>保田児童遊園</u>	<u>宇和島市保田字栗木1104の12地先</u>		
大浦東団地児童遊園～友岡児童遊園（略）		大浦東団地児童遊園～友岡児童遊園（略）	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。